

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月10日

国立大学法人 和歌山大学
契約担当役 理事 生方 裕

1 工事概要

- (1) 工事名 和歌山大学（栄谷）南1号館2階トイレ改修工事
- (2) 工事場所 和歌山県和歌山市栄谷930（和歌山大学栄谷団地構内）
- (3) 工事概要 本工事は、栄谷団地構内における南1号館の2階トイレ工事（RC造 地上4階 建築面積815平方メートル、延べ面積2,675平方メートル、改修面積27平方メートル）の施工を行うものである。なお、関連する電気設備工事及び機械設備工事は、別途発注される予定である。
- (4) 工期 令和9年2月26日（金）まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、国立大学法人和歌山大学契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人和歌山大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における建築一式工事に係る令和7、8年度の等級が、B、C又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 総合評価の評価項目に示す欠格事項に該当しないこと（入札説明書参照）。
- (5) 平成23年度以降に、元請けとして完成、引渡し完了した次の①から④に掲げる基準を満たす同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
 - ①構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
 - ②規模：トイレにおける全面改修の面積27平方メートル以上
 - ③用途：公共施設又は学校施設
 - ④種別：トイレの全面改修工事もしくはトイレの全面改修工事を含む建物の改修工事
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

(当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。)

① 2級建築施工管理技士(種別:建築に限る)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 一級建築士の資格を有する者
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 二級建築士の資格を有する者

② 平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、上記(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人和歌山大学工事請負関連要項第17条(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

~~(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。~~

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照。))。

(10) 和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、又は奈良県の何れかの府県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照。)

(12) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。

② 「加算点」の算出方法は、下記(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点とする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする(詳細は入札説明書による。)

①企業の技術力

- ・企業の施工能力
- ・配置予定技術者の能力

②企業の信頼性・社会性

- ・法令遵守（コンプライアンス）
- ・地域精通度
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進

4 入札手続等

(1)担当部局

〒640-8510

和歌山県和歌山市栄谷930

国立大学法人 和歌山大学

施設整備課 施設企画係

電話 073-457-7064

e-mail : sise-nyusatu@ml.wakayama-u.ac.jp

(2)入札説明書の交付期間及び方法

令和8年9月10日（木）から令和8年9月29日（火）までの日曜日、土曜日、祝日を除く毎日の9時から17時まで（ただし、最終日は12時まで。）。

入札説明書は、電子メールでの請求に基づき交付するので、上記（1）のメールアドレス宛「南1号館2階トイレ改修工事入札説明書希望」と明記の上、会社名、担当者名を記載の上、請求すること。上記メールアドレスは、コピーせずに全ての文字・記号を半角で入力すること。

(3)申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年9月10日（木）から令和8年9月29日（火）までの日曜日、土曜日、祝日を除く毎日の9時から17時まで（ただし、最終日は12時まで。）。

上記（1）に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。

(4)入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和8年10月9日（金）から令和8年10月13日（火）までの日曜日、土曜日、祝日を除く毎日の9時から17時まで（ただし、最終日の令和8年10月13日（火）は、12時まで。）。

電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、上記（1）に持参すること（郵送等による提出は認めない。）。

開札日時：令和8年10月14日（水） 10時30分

開札場所：〒640-8510

和歌山県和歌山市栄谷930

国立大学法人 和歌山大学

南1号館3階共通会議室（電子入札システム）

5 その他

(1)手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)入札保証金及び契約保証金

- ①入札保証金 免除。
- ②契約保証金 納付。ただし、国立大学法人和歌山大学契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3)入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4)落札者の決定方法 国立大学法人和歌山大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。
- (5)配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6)契約書作成の要否 要
- (7)関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (8)一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9)手続における交渉の有無 無
- (10)詳細は入札説明書による。